平成２８年（フ）第１７号
長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免1195番地３、開始決定時の住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免221番地
破産者　山内　俊雄
1　破産債権の届出期間　平成28年11月10日まで
2　一般調査期日　平成28年12月２日午前10時５分
平成28年10月４日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
宮崎市中村西２丁目７番８号　ＧｒａｎｄＣｈａｔｅａｕＳ＆Ａ301号
破産者　浜門　典子（旧姓佐土原）
1　破産債権の届出期間　平成28年11月10日まで
2　一般調査期日　平成28年11月25日午前11時15分
平成28年10月５日　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５３７０号
大阪市平野区瓜破２丁目６番15―201号、開始決定時大阪市平野区瓜破５丁目２番６号
破産者　中田　知子
1　破産債権の届出期間　平成28年11月15日まで
2　一般調査期日　平成28年12月15日午後２時
平成28年10月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８０号
大阪府枚方市長尾元町２丁目35番12号　グリーンヒル101号、住民票上の住所大阪府枚方市招提大谷３丁目56番８号
破産者　村山　笑子
1　破産債権の届出期間　平成28年11月22日まで
2　一般調査期日　平成28年12月22日午後２時
平成28年10月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４号
三重県三重郡菰野町湯の山温泉8562、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋２丁目４番62号
破産者　溝口　精治
1　破産債権の届出期間　平成28年12月２日まで
2　一般調査期日　平成29年１月13日午前11時
平成28年10月５日
津地方裁判所四日市支部破産係

破産管財人変更

平成２８年（フ）第１４１号
静岡県富士市大淵8294番地
破産者　中居三智子
破産管財人　小倉　　亮が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　柿崎　博昭
平成28年10月４日　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１４２号
静岡県富士市大淵8294番地
破産者　中居　隆男
破産管財人　小倉　　亮が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　柿崎　博昭
平成28年10月４日　静岡地方裁判所富士支部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第３８５３号
大阪市平野区加美北５丁目５番41号
破産者　株式会社カネシロ
1　期日　平成28年11月16日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年10月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８５４号
大阪府東大阪市近江堂２－６－20　ケーズハーモニー近江堂201号室、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町22番17号
破産者　道田　秀康
1　期日　平成28年11月16日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年10月４日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第５２号
愛知県常滑市小林町１丁目30番地
清算株式会社　株式会社レイネツ
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０５２号
東京都中央区京橋２丁目８番21号喜久家ビルディング５階
清算株式会社　株式会社セイリョウ
代表清算人　飯塚　孝徳
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　特別清算債権の定義
平成28年７月20日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
2　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下、「特別清算債権者」という）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算会社の負担とする。
第２　特別清算債権の弁済等
1　弁済及び免除
⑴　清算会社は、別紙債権者一覧表記載の各特別清算債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から14日以内に、以下の金員を支払う。
株式会社地域経済活性化支援機構　金１億9632万6724円
株式会社常陽銀行　金7439万4495円
株式会社日本政策金融公庫　金1828万3861円
福島県信用保証協会　金1238万4878円
合計　金３億0138万9958円
⑵　各特別清算債権者が前記⑴の金員の弁済を受けたとき、清算会社に対し、その余の特別清算債権についてその債務をそれぞれ免除する。
2　新しい財産が発見されたときの措置
⑴　前項による弁済後、清算会社に新たな財産が発見されたとき、清算会社はこれを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な経費を控除した残額を各特別清算債権額の割合に応じて弁済する。
⑵　前記⑴の場合においては、特別清算債権者が前項⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１１号
愛知県新城市一鍬田字北神田平38番地の26
再生債務者　株式会社愛新ブロック
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市東区白壁１丁目45番地　白壁ビル410号　山田高司法律事務所　弁護士　山田　高司
平成28年10月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再）第１２号
愛知県新城市一鍬田字北神田平38番地の27
再生債務者　ナウコンクリートサービス有限会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市東区白壁１丁目45番地　白壁ビル410号　山田高司法律事務所　弁護士　山田　高司
平成28年10月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続廃止

平成２８年（再）第１号
千葉県柏市西原２丁目９番３号
再生債務者　鏑木　一郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年10月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再）第２号
千葉県柏市西原２丁目９番３号
再生債務者　鏑木　陽子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年10月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係